

公益財団法人三木瀧蔵奨学財団
2025年度募集要項
(高校生の部)

1. 趣旨

高校および大学に在学する生徒、学生に対して学資金を支給することにより、修学の便に供するとともに、社会の進歩発展に貢献しうる人材の育成を図ることを趣旨とする。

2. 応募資格

- (1) 兵庫県内高等学校の生徒であること。
但し、その年度の指定校(注)の生徒に限る。
- (2) 学業成績が優秀で社会の進歩発展に貢献しうる可能性が認められる者。
高等学校卒業後、進学を目指す生徒であること。
- (3) 当財団の趣旨を理解し、学校長の推薦を受けられる者。
- (4) 世帯年収(税込)が、1,000万円未満であること。

3. 募集人数

兵庫県内にある高等学校の生徒で、学校長が推薦した者から当財団が選出した者。
27名

4. 奨学金の金額と支給期間

奨学金の支給金額は、月額 20,000円
奨学金の支給期間は、奨学生に採用した時から正規の履修課程の終期まで。
原則として、返還を要しない。

5. 応募方法

申請書(様式第1号)に下記の書類を添えて学校を通して提出のこと。

- (1) 学校長の推薦書(様式第2号)
- (2) 身 上 書(様式第3号)
- (3) 自己推薦書(様式第4号)
- (4) 成績証明書等 中学3年時の成績証明書を含む生徒指導要領

6. 申込締切日

2025年5月23日(金)当財団必着。
学校長を経由して当財団に申し込むこと。

校内締切：2025年5月7日

7. 選考方法

提出書類による書類審査の上、当財団の選考委員会による審査を経て、理事長が採否を決定する。

8. 奨学生の採否および通知

奨学生の採否の決定は、決定通知書（様式第5号）により在学する学校長を経て6月中旬頃本人に通知する。

採用通知を受けた者は20日以内に誓約書（様式第6号）を提出し、3親等以内の連帯保証人を定めなければならない。

9. 奨学金の休止、停止または取り消し

奨学生が次の事項に該当した場合、奨学金の支給を休止、停止または取り消す場合がある。

- (1) 長期にわたって欠席または休学したとき。
- (2) 傷病のため学業遂行の見込みがなくなったとき。
- (3) 毎年の学業成績が、2.5以下になったとき補導の対象となり、その後改善がみられないとき。
- (4) 在学する学校で処分を受けたとき、または処分により学籍を失ったとき。
- (5) 前各号のほか、当財団が奨学生として不適当であると認めたとき。

10. 奨学生の義務

奨学生は次に定める義務を履行する必要がある。

- (1) 毎学年終了後、ただちに学業成績および生活状況報告書を学校長を経て当財団に提出しなければならない。
- (2) 留年、休学、復学、転学または退学したとき、また停学その他の処分を受けたときはただちに学校長を経て当財団へ届けなければならない。

11. その他

- (1) 貸与型奨学金および高等学校等就学支援金制度との併用は認めるが、その他の給付型奨学金との併用は不可。高校生等奨学給付金との併用は不可。
- (2) 取得した個人情報については、奨学生の選考、奨学金給付、財団の会報、管理等の業務以外には同意なく使用しない。
- (3) 世帯年収等、問い合わせる場合があります。

(注) 指定校

県立豊岡高校、県立豊岡総合高校、私立近畿大学附属豊岡高校、県立日高高校、県立出石高校、県立浜坂高校、県立村岡高校、県立西脇高校、県立長田高校、県立神戸高校、県立兵庫高校、県立姫路西高校、県立加古川東高校、神戸市立神港橘高校、私立灘高校、県立和田山高校、県立生野高校、県立香住高校、県立八鹿高校